

五六四	生活保護法による施術者の指定	一三〇一	一四
五六五	道路の供用開始	"	"
五六六	開発行為に関する工事の完了	"	"
五六七	県議定会例会の招集	号外一	一二
五六八	既存の大規模小売店舗の変更に係る届出	一三〇二	一八
五六九	道路の供用開始	"	"
五七〇	建築基準法による道路位置の指定	"	"
五七一	公有水面の埋立に関する工事のしゅん功認可	"	"
五七二	保安林の指定の解除	"	"
五七三	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	"	"
五七四	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	"	"
五七五	介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出	"	"
五七六	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出	"	"
五七七	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	"	"
五七八	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	"	"
五七九	結核予防法による医療機関の指定	"	"
五八〇	都市計画区域の変更	一三〇三	二二
五八一	"	"	"
五八二	地籍調査に関する事業計画の一部変更	"	"
五八三	道路区域の変更	"	"
五八四	建築基準法による道路位置の指定	"	"
五八五	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	"	"
五八六	鷹巣都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築物の制限	"	"
五八七	象潟都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築物の制限	"	"
五八八	字の区域の変更	"	"
五八九	青少年に有害な図書類の指定	号外一	"
五九〇	"	"	"
五九一	青少年に有害な興行の指定	"	"
五九二	平成十三年度改良普及員資格試験の合格者	一三〇五	二八
五九三	保安林の予定森林の指定	"	"
五九四	大規模小売店舗の変更に係る述べた意見	"	"
五九五	建築基準法による道路位置の指定	"	"
五九六	建築基準法による道路位置の変更	"	"

公 告

〇土地改良区の役員就任及び退任の届出	一三〇〇	一一
〇一般競争入札の実施	"	"
〇土地改良区の役員退任及び就任の届出	一二九八	四
〇土地改良区の定款変更の認可	"	"
〇土地改良区の定款変更の認可	一二九九	七
〇県営土地改良事業の換地計画の決定	"	"
〇市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定	"	"
〇共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定	一三〇〇	一一
〇土地改良区の定款変更の認可	一三〇一	一四
〇県営土地改良事業計画の変更	"	"
〇市町村営土地改良事業の施行の同意	"	"
〇市町村営土地改良事業計画の変更	"	"
〇土地改良区の役員退任及び就任の届出	"	"
〇土地改良区の役員退任の届出	"	"
〇共同施行等土地改良事業の施行の認可	"	"
〇市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定	"	"
〇市町村営土地改良事業の施行の同意	"	"
〇一般競争入札の実施	"	"
〇特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	"	"
〇土地改良区の役員就任の届出	一三〇二	一八
〇県営土地改良事業の完了	"	"
〇国土利用計画法施行令による基準地の標準価格の判定	号外一	二〇
〇土地改良区の役員退任の届出	一三〇三	二二
〇土地改良区の定款変更の認可	"	"
〇土地改良区の役員就任の届出	"	"
〇県営土地改良事業の換地計画の決定	"	"
〇県営土地改良事業計画の変更	一三〇四	二五
〇土地改良事業の完了の届出	"	"
〇土地改良区の役員退任の届出	"	"
〇特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	"	"

- 特定非営利活動法人設立の認証の申請 一三〇五 二八
- 土地改良区の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定 " " " "
- 土地改良区の定款変更の認可 " " " "
- 一般競争入札の実施(二件) " " " "
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 " " " "

選挙管理委員会告示

- 一一三 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 一二九九 七
- 一一四 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 " " " "
- 一一五 政治団体の設立の届出 号外一
- 一一六 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 " " " "
- 一一七 政治団体の解散の届出 " " " "
- 一一八 政治団体の収支に関する報告書 " " " "
- 一一九 公職の候補者の資金管理団体の届出事項の異動の届出 " " " "
- 一二〇 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 一三〇二 一八
- 一二一 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 " " " "
- 一二二 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 一三〇三 二二
- 一二三 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 " " " "
- 一二四 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 一三〇五 二八
- 一二五 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 " " " "
- 一二六 秋田県議会議員秋田市選挙区における後援団体に関する寄附等の禁止 号外二 " " "

人事委員会規則

○人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 一三〇五 二八

人事委員会告示

二 特別昇給しうる職員研修の指定 一三〇五 二八

公安委員会規則

九 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 一三〇五 二八

監査委員公告

五 監査結果の公表 号外一 一四

正 誤

- 平成十三年八月二十四日付け秋田県公報号外第一号の正誤 号外一 七
- 平成十三年九月七日付け秋田県公報第千二百九十九号の正誤 一三〇二 一八
- 平成十一年七月十六日付け秋田県公報第千七十九号の正誤 一三〇四 二五
- 平成十三年三月三十日付け秋田県公報第千二百五十四号の正誤 一三〇五 二八

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 011-8766 FAX 011-8766
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄